平成27年第4回定例会総務委員会会議録

平成 27 年 12 月 14 日 午前 10 時~ 午前 10 時 47 分 全員協議会室

出席者氏名

後藤 光秀 委員長 石引 礼穂 副委員長 金剛寺 博 委 員 山宮留美子 委 員 山﨑 孝一 委 員 寺田 寿夫 委 員 鴻巣 義則 委 員

執行部説明者

副市長 川村 光男 総務部長 直井 幸男 総合政策部長 松尾 健治 危機管理監 出水田正志 議会事務局次長 松本 博実 市長公室長 松田 浩行 石引 照朗 会計管理者 大竹 健夫 人事行政課長 森田 洋一 危機管理室長 中島 史順 税務課長 財政課長 飯田 俊明 契約検査課長 栗山 幸一 納税課長補佐 石山 徹 資産管理課長 飯田 光也 企画課長 宮川 崇 シティセールス課長 大野 雅之 情報政策課長 永井 TF. 監查委員事務局長 酒川 栄治 昭 会計課長 川村

情報政策課長補佐 大堀 敏雄(書記)

事務局

主 査 仲村 真一 副主査 矢野 美穂

議題

議案第2号 龍ケ崎市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号 龍ケ崎市税条例等の一部を改正する条例について

議案第9号 平成27年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第3号)の所管事項について

議案第16号 龍ケ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に 関する条例の一部を改正する条例について

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(龍ケ崎市特別職の職員で常勤のものの 給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例につい て)

後藤委員長

おはようございます。

委員の皆様に申し上げます。本日傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。ここで傍 聴の皆様に一言申し上げます。会議中はご静粛にお願いいたします。

それでは、ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第2号、議 案第3号、議案第9号の所管事項、議案第16号、報告第1号の5案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけでございますが,発言は簡潔明瞭に,また質疑は 一問一答でお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう,皆様のご協力をよろしくお願いいた します。それでは,議案の審査に入ります。

議案第2号 龍ケ崎市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、執行 部から説明願います。

直井総務部長

それでは議案第2号についてご説明をいたします。議案書の第4ページを開けていただきたいと思います。龍ケ崎市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例につきましては地方自治法、公選法、農業委員会等に関する法律に基づいて議会や選挙管理委員会、農業委員会の公聴会などに参加した方に1日につき2000円の実費弁償をするという内容の条例でございます。

今回農業委員会に関する法律の改正がございまして、法の条文の繰り下げがございました。具体的には29条が35条に繰り下がったものでございます。引用箇所の改正を行い、あわせて文言の修正を行うものでございます。新旧対照表のほうでご説明したいと思います。新旧対照表1ページをいただきたいと思います。

第1条でございます。第1条の3行目に農業委員会等に関する法律,旧のほうですね,第29条第4項の規定に基づきという規定がございます。この29条が35条に繰り下がったため,新の方で35条第4項に改めるものでございます。その他の規定の改正につきましては文言の整理でございます。法の改正が平成28年4月1日施行であることから,条例についても同じ日に施行としようとするものでございます。以上でございます。

後藤委員長

執行部からのご説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

後藤委員長

別にないようですので採決いたします。議案第2号,本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第3号 龍ケ崎市税条例等の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

直井総務部長

それでは議案書の5ページをお開けいただきたいと思います。議案第3号 龍ケ崎市税条例等の一部を改正する条例についてでございます。今回の改正につきましては5ページの上の方に第1条,龍ケ崎市税条例の一部を次のように改正するという文言がございます。それと、9ページの方をお開けいただきたいと思います。上から10行目に第2条がございます。龍ケ崎市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正ということで市税条例等の一部を改正する条例(平成27年龍ケ崎市条例第23号)の

一部を次のように改正するということでございます。

これは本年3月議会に提案をいたしまして可決成立をいたしました市税条例の一部を改正する条例の改正でございます。3月に成立をいたしました条例については、28年1月1日が施行となっております。1条と2条に分けて改正をいたしまして、施行日を変えております。いわゆる2段ロケット方式という改正の方法でございます。9ページの一番下の付則のところに、第1条、この条例は平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行する。ということで、1条と2条の施行日が異なることからこのような改正を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明をいたします。新旧対照表のほうでご説明をしたいと思います。 2ページでございます。

第1条で龍ケ崎市税条例の一部改正ということで、旧のほう第8条から第17条まで削除となっております。削除ということで残っておりますけれども、ここに第8条から第12条の条文をまずは加えます。

第8条第1項についてでございます。第8条は、徴収猶予をした場合の納付納入方法は分割とするというものでございます。第2項の規定でございますけれども、徴収猶予またはその猶予期間の延長をした場合の各納付納入期限をもとに納付納入金額を定めるものでございます。第3項でございます。徴収猶予または猶予期間の延長を受けたものがやむを得ない理由で納付納入できないときの納付納入金額の変更ができる旨の規定を設けるものでございます。第4項でございます。徴収猶予または徴収期間の延長を受けたものに納付納入に係る期限、金額、その他必要な事項を通知する旨の規定を設けたものでございます。第5項、分割納付、納入金額を変更したときには変更を受けた者にその旨の通知をする規定でございます。

次に第9条でございます。9条の1項から5項につきましては、徴収の猶予及び委員その延長を申請する場合の申請書の記載事項及び添付書類についての定めでございます。次のページ、3ページでございます。第6項、1番下ですね。これは災害等による徴収の猶予をする場合の添付書類についての定めでございます。4ページをお開けください。第7項でございます。申請書や添付書類の訂正、提出を求められたものの提出期限を定めたものでございます。

第10条でございます。職権による換価の猶予については、徴収猶予の手続を準用して行うための読み替え規定と申請手続について規定をしたものでございます。

第11条でございます。申請による換価の猶予について、徴収猶予の手続を準用して行うための読み替え規定と申請手続について規定をしたものでございます。

第12条でございます。徴収の猶予または換価の猶予をする場合の担保を徴さないとする場合の条件 を規定したものでございます。

5ページの方でございます。18条、23条につきましては、文言の整理でございます。

次に、第2条でございます。こちらがいわゆる番号法の関係の改正であったものでございます。3 月議会のほうで、旧のほうの改正規定がございます。第2条第3号中からずっと下線が引いてある部分について番号法の改正をしたものでございますけれども、その後、総務省において税分野の税目、各税目に係る手続における個人番号法人番号の利用についての指針が見直されまして、個人番号同様法人番号についても納税の告知には、当面記載をしないということとなりまして、第2条の改正条文の削除をするものでございます。

この削除に伴いまして、法人番号に係る注釈、いわゆる法律名とか法律番号等についてこれも削除されますので、その後、35条の2以下については、同様の注釈を各税目の条項に加えるものでございます。第35条の2が市民税についての規定に注釈を加えるものでございます。

その下の62条の2については固定資産税についての改正でございます。

6ページの方でございます。第88条第2項については軽自動車税についての規定でございます。

その下130条の3の規定は、土地特別保有税についての規定でございます。議案書の9ページの方にお戻りいただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、第1条のほうで1条と2条の施行日を変える規定になっております。第2条につきましては、徴収猶予職権による換価の猶予、申請による換価の猶予に関する経過規定でございます。以上でございます。

後藤委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員

本会議でも質疑、答弁がありましたので、ダブらない点だけで数点お聞きします。

まず、今回の分割納付及び分割納入の条例ができるということは、この上位法である地方税法の改正によるものであると思いますが、地方税法の第15条の第1項では納税者または、特別徴収義務者の申請に基づきということで、新しくこの申請に基づきということができたと思うんですけど、市税条例上では、この申請に基づきという文言は入らないものでしょうか。

石山納税課長補佐

金剛寺委員のご質問にお答えいたします。

市税条例の上位法であります地方税法、今回は、地方税法第 15 条第 1 項及び第 2 項に申請に基づきと既に明記されております。これに基づいての執行となるため、あえて市税条例では明記はしておりません。よろしくお願いいたします。

金剛寺委員

あと、申請に基づいて申請の期限というのが特別今回の条例上では定められてないんですけど、そ の点についてお聞きしたいと思います。

石山納税課長補佐

金剛寺委員のご質問にお答えいたします。質問の内容ですが、申請書をいつまでに提出しなければならないという解釈でよろしいですか。市税は各税目ごと期別ごとに納期限が定められております。

それはご承知のことかと思うんですが、その期限が経過した場合に、納期限日から 20 日以内に督促 状を発しなければならないと、法令で定まっております。

また、督促状を滞納者が受け取って督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納されない場合は、滞納者の財産を差押えしなければならないと同じように法令で定まっております。

このようなことから徴収の猶予を受けようとする場合、督促状を受け取った日から、10日経過の期日となる日が、申請書提出の期限日と考えております。以上でございます。

金剛寺委員

わかりました。あともう1点で、今回、第2条の改正は、先ほど説明ありましたように法人番号が納付書には記入する必要がなかったということで、2条が改正されてるわけですけど、法人番号及び個人番号の記入については、9~一ジの議案書にある、35条の2と62条の2、あと88条、あと130の3の部分のいわゆる申告とか、減免申請については、個人番号及び法人番号の記入はそのまま必要というような中身でよろしいんでしょうか。

森田税務課長

個人番号及び法人番号の記載内容についてでございます。

先ほどご説明申し上げましたが,第2条の総則以外の改正条文につきましては,条文のほうに法律 の名称を加えるだけの改正でございますので,今年3月に改正を行いました内容については,変更等 は生じておりません。

したがいまして,これらの各条に示されております申告書や,申し出の書類につきましては,3月に改正を行いました通り個人番号及び法人番号の記載をお願いしていくものでございます。以上でございます。

後藤委員長

ほかにありませんか。

直井総務部長

すいません, 発言の訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど第2条の改正規定、今年の3月議会に提案をし可決成立をいたしましたと申し上げましたけれども、3月に専決処分をいたしまして6月議会に報告をしたものでございます。申しわけございませんでした。

後藤委員長

ほかにありませんか。

【なし】

後藤委員長

別にないようですので採決いたします。議案第3号,本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし・ 異議あり】

後藤委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。議案第3号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

後藤委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第9号 平成27年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第3号)の所管事項について、執行部から説明願います。

直井総務部長

別冊のほう、議案書を見ていただきたいと思います。議案第9号でございます。開けていただいて、 1ページでございます。

平成27年度龍ケ崎一般会計補正予算(第3号)でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8828万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ247億7780万4000円とするものでございます。

内容についてご説明をいたします。 5ページをお開けいただきたいと思います。最初に第3表でございます。債務負担行為の補正でございます。46本の追加をしております。

松本議会事務局次長

初めに、1番上の会議録検索システム利用及び更新業務委託契約であります。これにつきましては、インターネットによる会議録検索システムのリースと更新データ作成の費用であります。また3年契約になりますことから、3年契約にするための債務負担行為の設定であります。

直井総務部長

その下でございます。人事評価制度研修業務委託契約でございます。4月早々に研修を実施する必要がありますことから債務負担行為とさせていただきます。その下が平和祈念式典派遣業務委託契約,長崎の平和記念式典に中学生を派遣する業務でございます。これも4月早々からもう準備を進める必要がございますので、債務負担行為をするものでございます。その下、判例システム利用契約でございます。これは5年の複数年契約でございます。判例インターネット版のシステム使用の賃貸借でございます。

松尾総合政策部長

その下、市公式サイトシステム利用契約から高速カラープリンターリース契約までの 10 件につきましては、総合政策部の所管となります。まず新規案件についてご説明いたします。一つ目です。庁舎LED照明リース契約でございます。こちらにつきましては、本庁舎の事務室、会議室、通路等の照明につきましてリース方式によってLED照明に変えようとするものでございます。本年度中に改修工事を行いまして平成 28 年度から 32 年度の 5 年間のリースといたします。この電気料金のLED化によりまして電気料金の削減効果によりましてリース料相当額とおおむね相殺できるだろうと考えてお

ります。さらにCO2の削減効果も期待されるというものでございます。リース期間満了後につきましては、所有権が市に帰属するということになりますので、その後につきましては、電気料金の削減効果及びCO2削減効果が続くというようなものでございます。

次に2点目,新規で高速カラープリンターのリースでございます。こちらにつきましては,事務の効率化及びわかり易い会議資料あるいは説明資料等の作成に資するものでございまして,現在のカラープリンターから高速のものにすることによって大幅に効率がアップすると考えております。

平成28年から32年の5年間の契約を予定しております。この二つ以外につきましては、いわゆる年度当初からの契約履行が必要なものでございまして、今年度中に契約手続をするための債務負担行為でございます。いずれについても通年のものでございます。続きまして11ページをご覧ください。

直井総務部長

地方交付税でございます。1番上でございます。震災復興特別交付税でございますけれども、9月 算定分の交付額の計上をしたものでございます。

松尾総合政策部長

続きまして、国庫支出金の国庫補助金、総務費総務管理費の補助金でございます。社会保障税番号制度システム整備費で650万4000円を追加計上いたします。こちらにつきましては番号法に関するものでありまして、地方公共団体情報システム機構が整備をする番号制度に係る中間サーバーの負担金、歳出に計上しておりますが、負担金相当額を計上してあります。

続きまして13ページをご覧ください。13ページの一番上寄附金でございます。一般寄附金,ふるさと龍ケ崎応援寄附金でございます。こちらにつきましては,本年度ふるさと納税制度の充実に伴いまして,全国的にふるさと納税が増えております。本市におきましても,何度か補正をさせていただいて今回また補正ということでございます。今回3000万円を追加しまして,補正後については9000万円ということでございます。

直井総務部長

その下の下でございます。19番繰越金でございます。一般会計繰越金,約2億900万ほどでございますけれども,前年度からの繰越金で財源調整のためのものでございます。

一つ表があきまして,団体支出金でございます。馴馬財産区議会議員選挙費委託金,選挙経費の確 定によります委託金の件でございます。

歳出でございます。15ページをお開けください。全体的に各費目ごとに職員給与費の共済費がでております。この共済費につきましては標準報酬制が本年10月から導入されたことによりまして、各費目ごとの職員給与費の共済費が増減をしたところでございます。

松本議会事務局次長

初めに議会費、職員給与費、議会事務局であります。事務局職員6人分の共済費の減額であります。

直井総務部長

総務費でございます。特別職の給与費で7万7000円程の減になっております。今議会の報告第1号で専決処分の承認を求めている案件でございまして、特別職の給与等の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例による市長10%副市長8%の減を1ケ月間行うものでございます。

その下,職員給与費総務管理費でございます。96人分の職員手当につきましては勧奨対象者2名分の特別負担金が主なものでございます。

その下,臨時職員等関係経費でございます。共済費が250万ほど増となっております。労働保険に加入者の増でございます。特に学童保育ルームの指導員約90名の方々の社会保険料の負担金の増となっております。

その下の職員管理費の委託料でございます。人事給与システムの修正でございますけれども、内容は番号制度に対応するための修正でございます。職員給与費、契約検査課の6人分の共済費の減でございます。

文書広報費の文書法制費の委託料でございます。行政法律相談の件数の増によります増でございます。

松尾総合政策部長

続きまして地域情報化推進費でございます。832万9000円の増額補正であります。説明の都合上,18の備品購入費から説明させていただきたいと思います。この備品購入費につきましては、パソコン40台それからモノクロプリンター3台の購入分といたしまして745万7000円を計上しております。

総合福祉システム及び健康管理システムを内部事務系ネットワークと分離いたしますことから端末が不足いたします。あわせて、再任用職員それから来年の新規職員等を勘案いたしまして、不足する分としてパソコン40台プリンター3台を購入するというものでございます。そして委託料でございます。

パソコン等の購入に伴いまして地域イントラネットシステムの設定をしなければなりません。その 経費として87万2000円を計上しております。

次に、番号制度導入推進650万4000円でございます。歳入のときにご説明したものと同様でございますけれども、地方公共団体情報システム機構が整備いたします自治体中間サーバーの負担金でございます。これにつきましては、平成29年7月から開始されます国や地方公共団体等との情報連携に関するシステムに利用されるものでございます。

続きまして、ふるさと龍ケ崎応援事業でございます。1026万7000円の追加でございます。報償費につきましては、ふるさと納税の伸びに係る返礼品の増額補正979万1000円でございます。次の役務費でございます。こちらもふるさと納税の伸びにかかるものでございます。内訳としまして、通信運搬費20万3000円。これは振込用紙の郵送料あるいは受領書等の郵送料でございます。それから手数料27万3000円がございます。これについてはクレジット決済の手数料でございます。

それからその一つ飛んで下のみらい育成基金費でございます。こちらにつきましては、ふるさと納税の収入見込み額相当額を積立金として計上しております。3000万円の計上で補正後では9000万円となります。

直井総務部長

諸費の市税過誤納還付金でございます。338万2000円の増につきましては、還付見込みの増によるものでございます。

17ページをお開けください。税務総務費の職員給与費の徴税でございます。税務課と納税課の職員 31人分の職員手当につきましては、時間外 78万6000円それから通勤手当7万4000円の増でございま す。

その下、賦課事務費でございます。委託料の課税ファイリングシステムの設定でございます。5ライセンスを追加しようとするものでございます。

次,総務費の選挙費の諸選挙費でございます。市議会議員選挙費でございますけれども、4月26日に執行した市議会議員選挙費の選挙経費の確定により精算に伴います減額でございます。その下、選挙運動公費負担事業につきましては、選挙運動の公費負担額の確定により、精算に伴います減でございます。19ページをお開きください。馴馬財産区議会議員選挙費、これも8月9日に執行されました馴馬財産区議会議員の選挙費に伴うものでございます。結果として無投票となっております。

表が一つ飛びまして総務費の監査委員費でございます。職員給与費,監査委員事務局3人分の共済費の増でございます。27ページに移ってください。

松尾総合政策部長

27ページの土木費の土木管理費,土木総務費でございます。その中で,01021300の職員給与費,営繕分です。こちらにつきましては資産管理課の営繕担当職員4人分の補正でマイナス4万7000円となっております。続きまして29ページをご覧ください。

出水田危機管理監

はい、消防費であります。下から二つめで旅費、消防団活動費、これにつきましては火災出場手当、 消防団訓練それから防災訓練指導手当、会議等に必要な経費不足分96万4000円を充当するものでございます。

続きましてその下,防災活動費でございますけれども,県防災情報ネットワークシステム更新,これにつきましては事業費確定による減額,227万4000円でございます。その下,防災訓練費,報償費でございます。これは来年2月実施をします災害対策本部訓練において医療救護所訓練を実施をし,

医師会, それから薬剤師, 看護師さんたちの派遣をお願いするもので, トリアージ等の訓練を実施をいたします。その下の需用費につきましては, 本医療救護所の運営に必要な医療品の消耗品等に5万円を充当するものでございます。説明については以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員

15ページの番号制度導入推進費についてお聞きします。今回は国庫支出金と、歳入歳出と同額の額が計上されていて、国からはいった金額を地方公共団体情報システム機構への支払うということだと思うんですけど、これはそれでよろしいんですか。

永井情報政策課長

はい, その通りです。

金剛寺委員

あわせて、番号制度導入に伴ってですね。いよいよ来月から開始ということになるわけですけど、今までにこういう形で費用として計上された総額について、できればこの内国庫支出金で入った額とあと地方公共団体情報システムに支払った額もわかれば区分してお願いしたいと思うんです。

永井情報政策課長

番号制度については昨年度からシステム改修等を行ってるわけですけども、ご説明させていただきます。番号制度に対応するため住民情報基幹系システムや、総合福祉システム等のシステム改修や、整備に要した費用についてでございます。

まず歳出でございますが、平成 26 年度分、決算ベースで申し上げますが、2506 万 5000 円。それから 26 年度からの繰越分が 1579 万 7000 円。そして平成 27 年度分が予算ベースでございますが、7248 万 6000 円となっておりまして、合計で 1 億 1334 万 8000 円という金額になっております。

続きまして歳入でございますが、平成 26 年度決算ベースでございますが 2163 万 9000 円。それから 26 年度からの繰越分が 999 万 6000 円。そして、27 年度分予算ベースでございますが、2344 万 9000 円 となっておりまして、合計で 5508 万 4000 円が国庫補助金分として歳出への充当分ということになっております。

それで市からの単費持ち出し分ということでございますが、先ほど申し上げました 1 億 1334 万 8000 円から国庫補助金分 5508 万 4000 円を差し引いた分が 5826 万 4000 円。これが単費の支出分ということになっております。

続きまして、地方公共団体情報システム機構へ支払う分ということでございますが、今回補正を計上させていただいております 26 年度分で中間サーバー整備費負担金としまして、26 年度決算ベースで 98 万 1000 円。そして今回 27 年度分が今回補正として挙げております 650 万 4000 円。合計で 748 万 5000 円。これが地方公共団体情報システム機構へ支払うべき費用となっております。以上でございます。

後藤委員長

ほかにありませんか。

鴻巣委員

ふるさと納税は今まで 6000 万位計上されているが、ちなみに、納税者の要望の多い順番はどうなっているのか。例えば市長にお任せとか、子供の為とか環境の為とか色々あると思うんだけど。多い順にちょっとわかれば。

宮川企画課長

この背景多い順に申し上げますと、市長にお任せという項目が1番多いです。2番目が子供たちのために使ってくださいというもの。自然とか、そういう環境部分に使ってくださいというのが3番目

という形になっております。その次ですけれども、活気、にぎわい等の費用に使ってくださいというのが4番目。最後が、だれもが健康で安心して暮らせる環境を育てるための事業というのが5番目。 以上でございます。

後藤委員長

ほかにありませんか。

【なし】

後藤委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第9号,本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議あり】

後藤委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第9号,本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

後藤委員長

賛成多数であります。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして議案第16号 龍ケ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

直井総務部長

今議会に追加提案をさせていただきました議案第16号の方を見ていただきたいと思います。

議案第16号 龍ケ崎に特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する 条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは市長、副市長の給料月額については、現在、平成 26 年 2 月 1 日から施行しております臨時特例条例によりまして平成 30 年 1 月 17 日までの間、市長 10 %副市長 6 %の減額措置を講じているところでありますけれども、市の職員の飲酒運転によります不祥事に伴いまして、平成 28 年 1 月 1 日から同年 1 月 31 日までの 1 カ月間の給料月額を市長が 10 %、副市長が 8 % さらに減額するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、報告第1号についても同条例を専決処分を行いまして12月分の給料月額を減額しているところでありますけれども、それとは別に1月分の給料月額を減額するものでございます。以上です。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員

この件に関しまして、市長説明の中で市長が龍ケ崎市職員不祥事防止対策委員会というのを立ち上げるというお話がありましたけど、この構成について現状でわかっていればお話していただきたいと思います。

石引人事行政課長

副市長を委員長といたしまして,各部長,議会事務局長,会計管理者,市長公室長,人事行政課長,会計課長,情報政策課長のメンバーでございます。

後藤委員長

ほかにございませんか。

【なし】

後藤委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第16号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、龍ケ崎市特別職の職員で常勤の ものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について、執行部か ら説明願います。

直井総務部長

議案書の30ページをお開けいただきたいと思います。報告第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますけれども、地方自治法の179条第1項の規定により処分をいたしましたので、報告をし承認を求めるものでございます。次のページでございます。31ページの方に処分の写しがでております。本年11月19日に条例の一部改正についての専決処分をしたものでございまして、32ページの方に龍ケ崎特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の改正文が載っております。

新旧対照表のほうでご説明したいと思います。21ページの方にでておりまして,旧のほうの臨時特例の条例で付則の改正でございます。3項の次に4項5項を加えまして,市長と副市長の給与の12月1日から12月31日までにおける市長と副市長の給与を改正するものでございます。5項で期末手当と退職手当にはこれを適用しないとするものでございます。今回の改正につきましては,専決処分につきましては,先ほども申し上げましたように6月4日以降に発生いたしました生活保護費の紛失及び切手の窃盗事件に関する職員の不祥事に伴いまして12月010101月間市長,副市長の給料月額を市長が102%,副市長102%を減額したものでございます。説明は以上です。

後藤委員長

執行部からは説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

後藤委員長

別にないようですので採決いたします。

報告第1号 本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り、承認することに決しました。以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。これをもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。